

中国税務速報

2017年5月23日

1. 科学技術型中小企業の研究開発費用の税前加算控除比率の引き上げに関する公告

財政部、国家税務総局、科学技術部は2017年5月2日に「科学技術型中小企業の研究開発費用の税前加算控除比率の引き上げに関する公告」（財税[2017]34号）を公布しました。

科学技術型中小企業が研究開発活動を行う時に実際に発生した研究開発費用のうち無形資産に計上していない部分を当期の損益に計上して、規定によって実際に基づき控除する上で、2017年1月1日から2019年12月31日までの期間に、実際発生額の75%を税前加算控除します。すでに無形資産に計上した部分は、上記の期間において無形資産の原価の175%で税前償却します。科学技術型中小企業が享受する研究開発費用を税前加算控除する税制の以外の税制については財税[2015]119号に基づき、実施されません。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2597736/content.html>

2. 商業健康保険個人所得税の改革試行拠点範囲を全国に拡大することに関する通知

国家税務総局保監会は2017年4月28日に「商業健康保険個人所得税の改革試行拠点範囲が全国に拡大することに関する公告」（財税[2017]39号）を公布しました。

個人が規定に合致する商業健康保険を購入する支出は、当年（月）の課税所得額から控除でき、控除限度額は2,400元/年（200元/月）です。会社が一括で従業員に規定に合致する商業健康保険を購入する支出は、個人給与に計上して、個人購買と見なされ、上記の限度額により控除されます。2,400元/年（200元/月）の控除限度額は個人所得税法に定められた控除費用以外の控除額です。

商業健康保険優遇税制を適用する納税者とは、給与所得、連続的役務所得を取得する個人、及び自営生産経営所得、請負経営、借受経営所得を取得する個人事業主、個人独資企業投資者、パートナーシップ企業のパートナー、請負経営と借受経営者を指します。

本公告は2017年7月1日より実施されます。財税[2015]56号、財税[2015]126号は同時に廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2590112/content.html>

3. 増値税税率関連政策の簡略化に関する通知

国家税務総局は2017年4月28日に「増値税税率関連政策の簡略化に関する通知」（財税[2017]37号）を公布しました。

本通知により、2017年7月1日から、増値税の税率構成を簡略化にし、13%の増値税税率を廃止します。納税者が販売もしくは輸入する税率が11%である貨物を列挙しました。営業税から増値税への改革期間において、納税者が税率が17%である貨物の生産販売または委託受託加工のために購入した農産物は元の規則で控除されます。また、納税者が農産物を購入し、一般納税者から増値税専用発票または税関から輸入増値税専用支払書を取得する場合、取得した書類に明記されている増値税額を仕入増値税額とします。簡易徴収弁法によって3%の徴収率で増値税を計算する小規模納税義務者から増値税専用発票を取得する場合、増値税専用発票に明記されている金額と11%の控除率で仕入増値税額を計算します。農産品販売発票を取得する、または買収発票を発行する場合、発票に明記されている農産品の購入価格と11%の控除率で仕入増値税額を計算します。農産品の増値税仕入額の計算控除試行拠点を推進します。納税者が卸売と小売の段階で増値税免除税制を適用する野菜と一部の新鮮な肉と卵などを購入することにより取得した普通発票は、仕入増値税の控除証拠になりません。購入された農産物が税率が17%である貨物の生産販売または委託受託加工に使われると同時に、ほかの貨物サービスの生産販売にも使わ

れる場合、仕入れ増値税をそれぞれ計算しなければなりません。分別で計算していない場合、増値税専用発票又は税関輸入増値税専用支払書に明記されている増値税額を仕入増値税額とし、または農産品販売・買収発票に明記されている農産品の購入価格と11%の控除率で仕入増値税額を計算します。通知では輸出税還付率を11%に調整した物品明細を記載しています。輸出貨物に適用される輸出税還付率は、輸出貨物通関書に明記されている輸出日付により定められます。

本通知は2017年7月1日より実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2590976/content.html>

4. 営業税から増値税への移行改革に関わる徴収問題を一層明確することに関する公告

国家税務総局は2017年4月20日に「営業税から増値税への移行改革に関わる徴収問題を一層明確することに関する公告」（国家税務総局公告2017年第11号）を公布しました。

本公告は以下の問題を明確にしました。

- 1) 納税者が自己生産の貨物を販売すると同時に建築、インストールサービスを提供し、混合販売に属しないと明確にする場合、貨物と建築サービスの販売額をそれぞれ計算し、異なる徴収率又は税率を適用すること。
- 2) 建築企業が建築契約書にサインした後、内部授権又は三方協議等の方式で集団内部のほかの会社に建築サービス提供を授権委託するとき、業務フォロー、キャッシュフォロー、発票フォローが一致しないことがある場合の増値税の計算方法と発票の発行方法。
- 3) 納税者が同一の地レベルの行政区域で県（市、区）を跨って建築サービスを提供する場合、「異地予徴」（異なる地方で税金を予備徴収する規定）の徴収管理モデルを実施しないこと。
- 4) 甲がエレベーターを仕入れ、エレベーター企業（一般納税義務者）に交付してインストールする場合であっても、エレベーター企業から仕入れ、エレベーター企業によりインストールされる場合であっても、エレベーター企業が提供したインストールサービスが「甲供工程」（基本建設会社が原材料を提供し、施工会社が建築役務だけを提供する工事）によって簡易徴収弁法で計算できること。同時に、エレベーターの日常清潔、潤滑等の保養サービスが現代サービスと見なされ、6%の税率を適用すること。
- 5) 納税者が提供した植物保護サービスをその他生活サービスで増値税を徴収すること。
- 6) 銀行カードの異なる機構での資金清算業務においての各納税者の増値税の計算方法と発票の発行方法。
- 7) 規定に従う前提で、増値税発票の発行時間を2017年12月31日までに延長すること。
- 8) 増値税専用発票発行の最高金額の申請の審査時限を短縮すること。
- 9) 2017年6月1日より、建築業を増値税小規模納税義務者の増値税専用発票自己発行の試行拠点範囲に入れること。
- 10) 2017年7月1日より、現行の増値税専用発票、車両販売統一発票と税関輸出増値税専用支払書の認証、確認、監査申請の期限を180日から360日まで緩和すること。

当該公告の第九条、第十条以外の条款は2017年5月1日より実施されます。2017年5月1日までに税務処理を行わない場合、当該公告の規定に基づき、実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2567296/content.html>

5. 「租税専門サービス管理弁法（試行）」の公布に関する公告

国家税務総局は2017年5月5日に「『租税専門サービス管理弁法（試行）』の公布に関する公告」（国家税務総局公告2017年第13号）を公布しました。

租税専門サービスとは租税専門サービス機構が委託を受け、専門知識と技術を利用して、租税事項につき委託者に提供する税務代行などのサービスをさします。租税専門サービスは具体的に以下のサービスを含まれています。

- 1) 納税申告代行
- 2) 一般税務コンサルティング
- 3) 専門税務コンサルティング
- 4) タックスプランニング
- 5) 税務監査検証
- 6) 納税状況審査
- 7) その他租税事項代行
- 8) その他租税サービス

その内、3) から 6) までの業務は税理士事務所、会計士事務所と弁護士事務所資格を持っている租税専門機構しか担当できません。租税専門機関は税理士事務所と租税専門業務を提供する会計士事務所、弁護士事務所、会計業務代行機構、税務代行会社、会計と税務コンサルティング会社等を含みます。税務機関は税理士事務所に対し行政登記管理を行い、租税専門機関とその租税サービスの従事者に対し実名制管理を行い、業務情報採集制度と信用評価管理制度を設けます。

当該弁法は 2017 年 9 月 1 日より実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2608065/content.html>